

# 賛否の分かれた主な議案

地方自治法第180条第1項に基づく  
町長の専決処分事項の指定について

可決

反対

竹原亜生議員

本議案は、町長の専決処分の指定を昨年9月議会で廃止したものを、再度指定するものである。

昨年9月の議決を否定することとなる。指定廃止の議決には重みがあり、その議決に対する責任もある。

昨年9月以降、重大な状況変化もなく、また、本町は、契約変更、和解、損害賠償についての専決処分の事例はほとんどなく、専決処分指定の必要性もない。

本議案は、特段の理由がなく、半年前に議決した案件を否定するものであり、那須町議会の真価が問われると同時に、議員一人一人の資質が問われることになる。よって、本議案に反対する。

賛成

松中キミ工議員

地方自治法第180条第1項は軽微な事項・事件に対し、議会で議決するまでも無く、又変更契約など議会で議決が必要となることで、工事の遅れや余計な金銭負担が増えないようにするものです、

そこで地方自治法第180条の規定を適用して、町長に専決出来るようにしておくことは効果的事務的執行が図れるので、本町において望ましい。又町長はこの専決事項を議会に対し説明責任が発生する。

基本的には臨時議会を開き議決までの時間を省略することによって、行政がスピーディーに軽易な事務対応が出来るものである。本議案に賛成する

## 難しい議会用語お教えします?!

### <予算修正動議>

Q1) 町からの予算案に対して異義がある場合はどうする?

A1) 予算の一部を削除、修正して減額修正案の提出をすることができます。この場合、議員定数の1/12以上の賛成者の連署をした動議書を議長に提出する必要があります。また同時に修正案を、関連議事の始まる前までに同じく議長に提出することが望ましいとされています。これをもって、定例会中に「町提案の予算案」と、「議員提案の予算修正案」それぞれに関して賛成、反対討論を行い、採決されます。

我が那須町議会でも、この本年第2回定例会期中に、予算修正動議が提出され、活発な議論が展開されました。